

最高裁の J R 浦和電車区事件上告棄却を弾劾する（声明）

2月6日、最高裁判所第三小法廷は、J R 浦和電車区事件の上告を棄却する決定を下した。私たちは、この最高裁判所による不当な決定を満腔の怒りをもって弾劾する。

J R 浦和電車区事件は、2002年11月1日美世志会の7名の仲間が突然「強要罪」で逮捕された。しかし、担当の公安刑事が「労働組合が平和運動をやるのは生意気だ」「J R 東労組が内側から壊れないから外から権力が介入するんだ」と取調中に言ったことを見ても、日本労働運動の中で「平和・人権・民主主義」の旗を高々と掲げ、当たり前前の労働運動を進める J R 東労組、J R 総連破壊を画策した国策弾圧であることは明白である。

本裁判は、本来なら暴力行為に適用される「強要罪」を労働組合に当てはめるといふ乱暴なやり方や一審・二審判決での「事実認定」のぶれからしても有罪ありきで押し進めている。この最高裁判所の上告棄却は、裁判所が J R 東労組、J R 総連破壊の一端を担うもので、労働組合の団結権への侵害であり、労働組合活動を否定する重大な憲法違反に値する。これに何ら疑問すら持たない最高裁判所裁判官は、善し悪しを判断して裁くという裁判所の基本的なことさえ無くしていることを露呈したことになる。

私たちは、美世志会をはじめ J R 総連の仲間と固く連帯し、J R 浦和電車区事件、J R 蒲郡駅事件など、えん罪のない社会を作り出すために闘ってきた。この闘いの輪は、署名や海外からの支援の声で証明されるように広範囲に広がっている。そして、組織破壊を目論んだ国策弾圧の意図を打ち砕き、組織の団結力も強化された。

私たちは、これからも美世志会の仲間、J R 総連の仲間と共にあらゆる弾圧を跳ね返し、えん罪や戦争のない社会をつくるために断固闘う。

2012年 2月17日

J R 東海労働組合新幹線関西地本
大阪交番検査車両所分会